

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成31年3月6日

福島県立小高産業技術高等学校長 鈴木 稔

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務 67日間

(2) 委託仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成31年7月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けてない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 道路運送法（昭和26法律第183号）第4条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(5) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行経験を有し、かつ、確実に業務を履行できる者であること。

(6) 福島県内に本店、支店、または営業所を有するものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2(4)

及び（5）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年3月20日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78
福島県立小高産業技術高等学校 事務室
電話 0244-44-3141

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成31年3月6日（水）から同年3月20日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後4時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年3月14日（木）午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月25日（月）午後1時30分
- (2) 場所 福島県立小高産業技術高等学校 第1棟 2階 大会議室
- (3) その他 郵便により入札する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により平成31年3月22日（金）を配達日指定期日とし、同日午後4時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78
福島県立小高産業技術高等学校 事務室
電話 0244-44-3141

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県立小高産業技術高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じな
ければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において
示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執
行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結さ
れなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
の端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者で
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行
った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務に係る一般競争入札(以下「入札」という。)公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者) 福島県立小高産業技術高等学校長 鈴木 稔

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務 67日間
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成31年7月31日まで
- (4) 履行場所 J R 小高駅から福島県立小高産業技術高等学校の区間

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 道路運送法(昭和26法律第183号)第4条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (5) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行経験を有し、かつ、確実に業務を履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店、または営業所を有するものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「資格確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記5の(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 通学バス運行履歴実績調書(様式任意)

当該業務内容と同種の業務についての実績(業務年度、業務規模(業務内容等)、

業務期間、契約金額等)が明示されているもの。

イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

(3) 資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、速やかに発送するものとする。

(4) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場 所 郵便番号 979-2157

住 所 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78

福島県立小高産業技術高等学校 事務室

電話番号 0244-44-3141

F A X 0244-44-6687

イ 期 間 平成31年3月6日(水)から平成31年3月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時まで

郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、アに掲げる場所まで、平成31年3月14日(木)午後4時までに必着で請求すること。

(2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所

ア 期 間 平成31年3月20日(水)午後4時まで

イ 場 所 福島県立小高産業技術高等学校 事務室

なお、申請書類は郵送を可とする。(提出期間内必着とする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年3月25日(月)午後1時30分

イ 場 所 福島県立小高産業技術高等学校 第1棟 2階 大会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す提出日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ 「福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務」(3月25日開札)

(3) 郵送による入札については、二重封筒の表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に

(2)の必要事項を記載し、書留郵便により、平成31年3月22日(金)午後4時まで次の場所に必着のこと。

郵便番号 979-2157

住 所 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78

福島県立小高産業技術高等学校 事務室

電話番号 0244-44-3141

(4) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
- イ 委任状（様式4） 代理人が出席し、入札する場合
- ウ 入札保証金納付免除関係書類（様式5）（保証保険による免除申請者）
- エ 道路運送法第9条の2による届出運賃により入札額を積算した旨の確約書（様式任意）

(5) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

- ア 入札書

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の分の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5の(3)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、5の(2)に掲げる期日までに、以下の書類を5の(1)に示す場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。

- ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

- イ 履行実績証明書（様式6。4(1)のアの任意様式とは別である。）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(4)で指定する書類確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再

度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立小高産業技術高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式7)により平成31年3月15日(金)までにファクシミリで福島県立小高産業技術高等学校長に説明を求めることができる。

福島県立小高産業技術高等学校長は、すべての質問事項及び回答をまとめ、同じく一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式7)により福島県立小高産業技術高等学校ホームページに掲載する方法により回答するものとする。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合(以下「談合」という。)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
 - (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
 - (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
 - (6) 記名、押印を欠く入札
 - (7) 金額を訂正した入札
 - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
 - (10) 明らかに談合によると認められる入札
 - (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約にかかる予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 落札者は落札決定後、入札金額の見積内訳書を提出すること（様式任意）。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消しがある。

17 契約条項

契約書（案）による。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 979-2157

住 所 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78

機関名 福島県立小高産業技術高等学校

電話 0244-44-3141

F A X 0244-44-6687

福島県財務規則（抜粋）

別記1（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4) (略)

2 (略)

別記2（入札保証金の納付等）

（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記3（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記4（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(18) (略)

2 (略)

別記5（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記6（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校長

(〒)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

(- - -)

F A X 番 号

(- - -)

(作成担当者職・氏名)

平成31年3月6日付けで公告ありました福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 道路運送法(昭和26法律第183号)第4条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (5) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行経験を有し、かつ、確実に業務を履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店、または営業所を有するものであること。

2 添付書類

- (1) 通学バス運行履行実績調書(様式任意)
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し

様式2

一般競争入札参加資格確認通知書

30小高産技第号
平成年月日

様

福島県立小高産業技術高等学校長

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

公 告 日	平成31年3月6日付け入札公告	
件名及び数量	福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務	
	有	
	無	
本公告に係る 入札参加資格 の 有 無	入札参加資格が ないと認めた理由	

※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式3

入札書

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校校長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人 氏名)

印
印)

下記のとおり 入札 いたします。

記

件 名 福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務 一式

履 行 場 所 J R 小高駅から福島県立小高産業技術高等学校の区間

履 行 期 間 平成31年4月1日から平成31年7月31日まで

予定日数	金額（単価） (円)	予定日数×単価（円）
67日		

- 注 1 金額（単価）、予定日数×単価の文字の頭に、「¥」を付すこと。
2 金額（単価）は1日あたりの単価とし、予定日数×単価は予定日数に単価を
乗じた金額を記載すること。
3 入札者は、見積もった額の108分の100に相当する額を金額（単価）及
び予定日数×単価欄に記載すること。

様式4

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

平成31年3月25日に執行される福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校長

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

受任者 職名又は住所

氏 名 印

様式 5

入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 印

福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

2 入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する履行実績証明書（様式6。ただし、自治体が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。）

注）提出書類により1又は2に○印を付してください。

様式 6

履行実績証明書

	実績①	実績②	実績③
発注機関			
件名			
履行場所			
契約年月日			
契約金額			

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 印

証明者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 印

注) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

1 自治体が発注した契約の場合：契約書の写

契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類

2 実績は県内外、本・支店の別を問わない。

様式 7

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

平成 年 月 日

入札参加者 住 所
商号又は名称
担当者職・氏名
電 話 番 号 (- - -)
F A X 番 号 (- - -)

公 告 日	平成 31 年 3 月 6 日付け入札公告
件名及び数量	福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務
質問事項	
回答事項	

別紙1

通学バス運行業務仕様書

この仕様書は、福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務を円滑かつ効果的に運営するため必要な事項を定めることを目的としたものであり、現場の状況に応じ、ここに記載されていない事項についても、誠意をもって対応するものとする。

1 乗務員の規律

乗務員は細心の注意をもって運行業務に当たるとともに、学校教育の現場にふさわしい態度で接するものとする。

2 乗務員に対する指導等

乙は、乗務員の規律を保持し、安全なバスの運行と車中における生徒への配慮を確保するため、乗務員に対して必要な指導・教育を行うものとする。

3 事故発生時の処置

乙は、交通事故その他緊急事態が発生したとき、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに甲及び学校に報告する。

4 運行責任者の届出

乙は、乗務員への指導と事故発生時の連絡調整を担当する主任者を定め、通学バス運行開始前に、「通学バス運行責任者届」(別紙3)により、甲に届け出るものとする。

5 運行時刻等

通学バスの予定運行時刻等は、「通学バス運行業務委託計画書」(別紙4)のとおりとする。

6 運行区画及び運行経路

通学バスの運行区間及び運行経路は、「通学バス運行コース図」(別紙5)のとおりとする。

7 運行日数、乗車人数

(1) 予定運行日数

学校登校日とし、67日間とする。

(詳細は「通学バス運行日数」(別紙6)のとおり)

(2) 予定乗車人数

500名

(平成31年度の通学バス利用希望者の状況により変更になる場合あり)

8 乗降者の確認

乗務員は、生徒が通学バスに乗車又は降車の際は、必ず安全確保を行うものとする。

9 運行記録表の提出

乗務員は、通学バスを運行したとき、「通学バス運行記録確認表」(別紙7)に所要事項を記入し、学校の確認を受け、1ヶ月まとめて、支払請求書に添付するものとする。

10 運行車両、運行台数

大型バスとする。(乗車定員50人以上(補助席込み))

【登校時】4台(運行A:2台×3便、運行B:2台×2便の計10便)

【下校時】2台(運行C:1台×5便、運行D:1台×4便の計9便)

別紙2

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（抜粋）

第5章 責任

(旅客に対する責任)

第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害の賠償を責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に關し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明した時は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が社内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第21条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に關し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に關し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第22条 当社は、天災その他当社の責に帰すことができない事由により運送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによつて旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

別紙3

通 学 バ ス 運 行 責 任 者 届

福島県立小高産業技術高等学校長

通学バス運行業務仕様書の4に基づき、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

記

通学バス運行責任者	職名 氏名	印
	連絡先 電 話	
	FAX	

平成 年 月 日

受 託 者 (乙)	住所 職名 氏名	印
-----------	----------------	---

別紙4

通学バス運行業務委託計画書

次の運行計画については標準であり、実際の運行に当たっては、甲の指示に従うものとする。また、年度内において当該運行計画が変更されることがある。

甲は、毎月25日までに翌月の具体的な運行計画について乙に対し、通知するものとする。ただし、4月の運行計画については、委託契約締結後速やかに通知するものとする。

なお、通知した月別の運行計画について変更がある場合には、甲は、速やかにその変更内容について、乙に通知するものとする。

1 送迎に使用する車両の仕様

乗車定員50人以上（補助席込み）の大型バスとする。

2 運行内容

登校時の運行A（2台×3便）、運行B（2台×2便）、下校時の運行C（1台×5便）、運行D（1台×4便）の4区分とする。

【登校時】

<運行A>

	台数	J R 小高駅発	小高産業技術高校着
第1便	2	7：20	7：28
第2便	2	8：09	8：17
第3便	2	8：29	8：37

<運行B>

	台数	J R 小高駅発	小高産業技術高校着
第1便	2	7：20	7：28
第2便	2	8：08	8：16

【参考】J R 小高駅電車到着時刻

上り：7：15、8：04

下り：6：42、7：39

（電車運行時刻ダイヤ改正により変更になる場合がある）

【下校時】

<運行C>

	台数	小高産業技術高校発	J R 小高駅着
第1便	1	15：50	15：58
第2便	1	16：20	16：28
第3便	1	17：20	17：28
第4便	1	19：00	19：08
第5便	1	20：00	20：08

＜運行D＞

	台数	小高産業技術高校発	J R 小高駅着
第1便	1	15：50	15：58
第2便	1	16：20	16：28
第3便	1	17：20	17：28
第4便	1	19：00	19：08

【参考】 J R 小高駅電車発車時刻

上り：16：14、17：05、18：43、19：45、20：53

下り：14：26、16：40、17：43、19：20、20：20

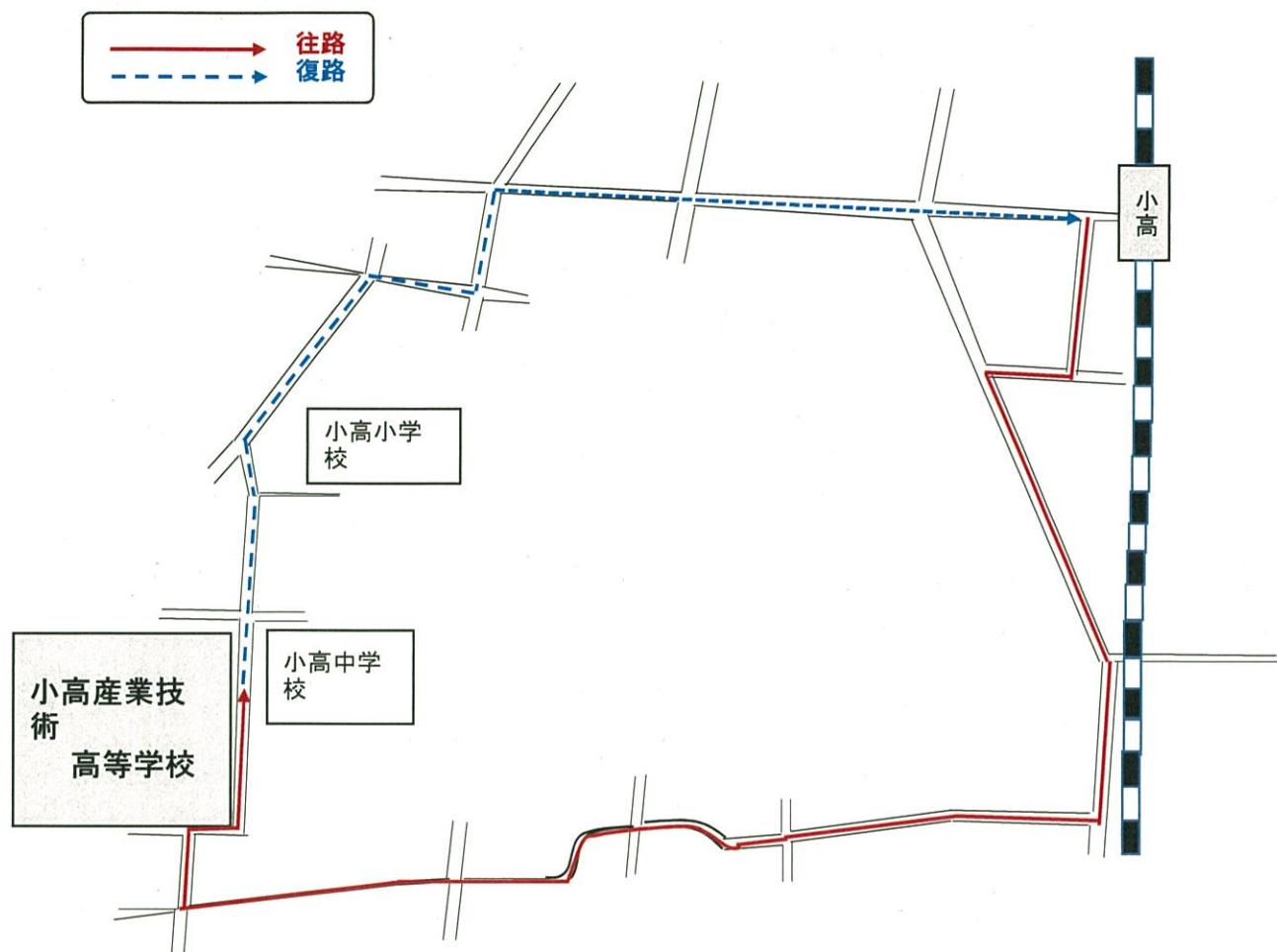
(電車運行時刻ダイヤ改正により変更になる場合がある)

別紙6

平成31年度福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行日数

月	学校登校日数	運行日数	備考
4月	16日	16日	
5月	19日	19日	
6月	20日	20日	
7月	12日	12日	
合計	67日	67日	

通学バス運行コース図



平成31年度 月分 通学バス運行記録確認表（登校時・下校時）

日付 曜日	運行時刻										確認印 (受託者) 学校
	1 発 着	2 発 着	3 発 着	4 発 着	5 発 着	6 発 着	7 発 着	8 発 着	9 発 着	10 発 着	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

(注) 登校時、下校時は別欄とする。

業務委託契約書(案)

業務名称 福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務
予定数量 67日
契約単価 1日あたり 円
契約期間 平成31年4月1日から平成31年7月31日まで
履行場所 J R 小高駅から福島県立小高産業技術高等学校の区間
契約保証金 免除(福島県財務規則229条第1項第4号該当)

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲、受託者「
乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、福島県立小高産業技術高等学校(以下「学校」という。)の生徒を輸送するため、通学バス運行業務を乙に委託し、乙は、乙所有のバスを使用し、これを受託する。
2 乙は、甲の指示に従い、別紙1「通学バス運行業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。

(乗車対象者)

第2条 この契約に定めるバスに乗車できる者は、学校に通学する者とする。
2 乙は、前項に定める者以外の乗客を乗車させてはならない。
3 第1項に定める者で、この契約に定めるバスに乗車する者は、乙の指示に従うものとする。

(委託料の支払い)

第3条 委託料の月額は、契約単価に1ヶ月の運行日数を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
2 乙は、前項の委託料の月額を当該月の翌月10日までに甲に請求するものとする。
3 甲は、請求書の内容を審査の上、これを受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(甲の監督等)

第4条 甲は、乙の行う委託業務について、立会い若しくは監督を行い、又は必要な事項について指示することができる。

(変更又は中止の承諾)

第5条 乙は、乙の責めに帰さない理由により、業務を提供することができなくなったときは、あらかじめ甲の承認を得て、当該理由の止むまで委託業務を変更し、又は中止することができる。

(不履行責任)

第6条 乙は、業務について契約条項または仕様書に定められたとおり履行できなかったときは、その理由を付した書面により遅滞なく甲に届けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(費用負担)

第8条 この契約に定めるバスの運行業務委託料以外に必要な一切の費用は乙の負担とする。

(安全確保)

第9条 乙は、通学バスの運行に際し、安全確保について万全の措置をとるものとする。

2 乙は、この契約締結後は、その事由いかんに拘わらず、第2条に定める者の輸送についての責を負うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(損害負担)

第12条 乙は、この契約に基づく輸送の責任について、自賠法第3条に基づく別紙2「国

土交通大臣許可一般貸切旅客自動車運送事業運送約款第5章（責任）」を準用するものとする。ただし、第23条（旅客の責任）については、事故のある場合、その都度、甲乙が協議するものとする。

2 第三者の過失により、人身事故が発生した場合は、乙が窓口となる。ただし、賠償関係については、甲乙協力して折衝解決にあたるものとする

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 着手期限を過ぎても、委託業務に着手しないとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第10条の規程に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規程する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として予定日数から運行済日数を差し引いた日数に契約単価を乗じて得た額の10分の1を甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、

甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(予定数量)

第16条 予定数量を超えて運行する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、この契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(協議)

第17条 この契約に関して疑義が生じたとき、または本契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

平成31年 月 日

甲 住所 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78
氏名 福島県
福島県立小高産業技術高等学校長 鈴木 稔

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

- 第 10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に関する第 7 の第 3 項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

- 第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

- 第 13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。